

富津市国民健康保険事業運営協議会会議録

1 会議の名称	令和6年度 第2回富津市国民健康保険事業運営協議会
2 開催日時	令和6年7月31日(水) 午後2時00分～午後2時45分
3 開催場所	富津市役所 2階 第3委員会室
4 審議等事項	議題 報告事項 1 令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について 2 国民健康保険被保険者証の廃止に伴う被保険者証の返還に関する手続について
5 出席者	委員 齊藤千代子 平野順子 齋藤茂 高梨廣 大島拓二郎 平野明彦 三富敏史 千倉淳子 荻木圭 事務局 (市長) 高橋恭市 (市民部長) 木村美文 (国民健康保険課長) 吉田智一 (課長補佐兼国保資格給付係長) 萱野知 (後期・国保賦課係長) 赤井聖 (主事) 三田知里 (健康づくり課長) 地引憲太郎 (健康づくり係長) 鶴岡亜沙美
6 欠席者	委員 金井徳彰 竹内修 熊切篤 平野寛明
7 公開又は非公開の別	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
8 非公開の理由	
9 傍聴人数	0人(定員5人)
10 所管課	市民部 国民健康保険課 電話 0439(80)1271
11 会議録(発言の内容)	別紙のとおり

赤井係長	(会議前諸連絡) 資料確認等
平野明彦 会長	(会長挨拶)
三富副会 長	(副会長挨拶)
高橋市長	(市長挨拶)
赤井係長	<p>ありがとうございました。続きまして、次第の4「議事」でございます。富津市国民健康保険条例施行規則第6条に「運営協議会の議長は会長とする。」と規定されておりますので、議事進行は平野会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
平野明彦 会長	<p>それでは議事の方進めさせていただきます。</p> <p>初めに、報告事項1「令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
萱野課長 補佐	<p>(議事) 報告事項 「令和5年度富津市国民健康保険事業特別会計決算(案)について」</p> <p>資料のとおり説明。</p>
平野明彦 会長	事務局の説明は終わりました。何かご質問等ございますか。
齋藤茂委 員	<p>私の知識不足で簡単な答えが、私自身見つからなかったものですから、質問させていただきます。</p> <p>まず、報告事項の1ページの方に関係したことになります。その中で表記の問題なのですが、3番目の3番の方の国庫支出金、そしてその下の4款の県支出金、そして、具体的な中身を見たときに、今度は補助金という名称を使っておりますが、国庫補助金、下の方の4款では、県負担金、これはどのように区別して、このような表記にしているのでしょうか。ご説明いただければありがたいなと思います。</p>
吉田課長	<p>まず、3款の国庫補助金につきましては、性質的に国の方が予算の範囲内で補助するという目的のものになります。</p> <p>内容的にはこちらに記載がありますとおり、災害臨時特例補助金、こ</p>

れは東日本で被災された方が、富津市に避難されていらっしゃる方で、その方に対する保険税、一部負担金に対する市が負担している部分について国が予算の範囲内で補助するものになります。

また、その下、5年度に新規に設立されましたが、出産育児一時金臨時補助金ということで、先ほどご説明申し上げましたように、令和5年の4月から出産費用42万円から50万円の方に8万円引き上げた部分につきまして、同様に、国の予算の範囲内において補助するというような性質になっております。

また、4款の県支出金の方につきましては、大きいところとしては、普通交付金の金額が大きいところではございます。

市が保険給付した部分に対して県の方がその分、財源として100%交付するというような性質上、県が100%負担を義務するところから負担金という性質を持っているところでございます。

ご説明が足りないかもしれませんが、一応、国、県の方が責任を持ってやる部分と、あとは、予算の範囲内で補助する部分とするような区分けになるかなと思います。

以上でございます。

齋藤茂委員

ちょっとわかったような、わからないような、私自身。両方とも、例えば3款の方、国庫補助金、4款の方の上の方、県支出金を負担金にするという表記は、やはりまずいでしょうか。

平野明彦会長

齋藤委員。もう一度いいですか。

齋藤茂委員

はい。3款の方の支出金となっていることを、下の国庫補助金に補助金であれば、補助金という名称を全部、下で扱っておりますので、国庫補助金4款の県支出金は下の方を見ると負担金になって、具体的な中身が交付金となっておりますので、例えば県の負担金とか、そのような名称ではまずいでしょうか。

吉田課長

失礼しました。この補助金の名称等につきましては、国からその予算形態の形が示されているものになります。国庫補助金の方につきましては名称的には、全て補助金にはなっているのですが、3款の1項、項で補助金の形態、予算形態の設定のところ国から指示があるものでして、それに倣って、予算の設定をさせていただいているところになります。

齋藤茂委員

国の方でフォーマットができていて、その厳しさということなのですかね。

木村部長

課長からの説明にもありましたけども、3款というものの下に項というものがあって、その下に目、節というような段階を追って、科目というものが設定されております。

一番大きな単位が款というもので、こちらに表記させていただいている3款、国庫支出金といったものがございまして、3款、国庫支出金の中に、さらに項という区分がありまして、国庫支出金の中には国庫支出

金、国庫負担金や国庫補助金など種類がいくつかございます。

今回の決算では3款、国庫支出金の中では国庫補助金しか決算として受け入れていませんよ、ということです。国庫支出金の下の欄が国庫補助金になっているということでございます。

県支出金も同じ理屈でございまして、県支出金の中に県負担金や県補助金といった項目がありまして、今回の場合は県負担金という、項目しかございませんので、支出金という款の中に負担金というものしか載ってないと、こういった扱いになっております。

以上でございます。

齋藤茂委員

表記について理解ができなかったものですから、あえて、事務局の方にお聞きいたしました。ありがとうございます。

平野明彦会長

他にありますか。

齋藤茂委員

もう一点だけ、2ページに関係したことで、これはお願いという形になろうかと思えます。2款の方の下の方になりますかね。2款の一般被保険者傷病手当金、これに関係したことで、ここに新型コロナ云々ということで、記載されておりますが、これについて、なぜここであえて質問させていただいているかといいますと、現在、私どもの田舎の山奥の方の地域でも、コロナの感染者がいっぱい出ています。

この地域にコロナに感染した人たちが仕事を持っているかと言ったら、ほとんどが無職、あるいは農業、そういう方々が実際多いです。併せて日射病といったときに、まず、コロナ関係の診察だけで2万円ぐらいかかります。

そういった中で、例えば、富津市だけでも、あるいは、この近辺の中でご相談いただいてコロナにかかった人、いわゆる国民健康保険でやっぱり、低所得者の人が多い中で、診察に2万円かかってしまう、そのような状況を聞いていた時に富津市が一生懸命頑張ってくださっている、インフルエンザの予防接種等、若干なり補助金を出している。同じように多少なりとも、国民健康保険の方ばかりじゃないと思えますけれども、そういうことをご考慮いただければありがたいなと思っております。これから毎年同じような傾向があるとしたら、これから国民健康保険の人が多くなっている、更には、増やそうと思っているのであれば、そういった低所得者への手厚い補助、そういったものについてご考慮いただければありがたいなと思っております。

以上です。これは意見なので大丈夫です。

平野明彦会長

意見ですね。わかりました。他に何かございますか。

それでは意見等もないようですので、本日欠席されている委員会の意見等について、事務局の報告を求めます。

赤井係長

本日欠席されている4名の委員の方に事前に会議資料を送付し、ご意見やご質問がないか照会させていただきましたところ、本日欠席の全ての委員からご意見やご質問がなかったことをご報告いたします。以上です。

平野明彦
会長

欠席の委員からのご意見等なしという報告がございました。
報告事項1については、以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

では、報告事項1については、終わりとします。

次に、報告事項2「国民健康保険被保険者証の廃止に伴う被保険者証の返還に関する手続について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

萱野課長
補佐

(議事) 報告事項
「国民健康保険被保険者証の廃止に伴う被保険者証の返還に関する手続について」

資料のとおり説明。

平野明彦
会長

事務局の説明は終わりました。この件につきまして何かご質問、ご意見等ございますか。

高梨委員

今まで滞納者は保険証を返していただいていたよね。今後は滞納者に対してどうするのですか。

吉田課長

今後の滞納者の方に対する対応につきましては、今後、国からもそういった要領等が示されると思われませんが、現在滞納されている方に対して短期の保険証を交付し、その後、納付の履行が見られない方に対しては「資格証明書」をお渡ししております。「資格証明書」をお渡しするという事は、その方は、病院で一旦10割負担をしていただくというようなものになりますが、今後、マイナ保険証に変わった際には、短期保険証の制度はなくなります。滞納が確認できた場合には、こちらから納付依頼や来庁要請、相談をしてくださいというような試みは、以前と同じように継続していくのですが、最終的に改善が見られないといった際には、「あなたは特別療養費の支給対象になります」と特別療養費の支給対象になる旨の事前通知をすることを予定しております。

ということで、滞納者の方の対応につきましては、保険証の交付というものはなくなりますが、最終的には私どもの方からの本人へのそういった納付の要請あるいは、それに応じない方へは、「あなたは病院での負担が10割負担になってしまいます」というような事前通知をしていくというところの流れを今、準備しているところでございます。

高梨委員

それでは、「10割負担です」といった内容は病院にどうやって知らせるのでしょうか。

吉田課長

マイナ保険証登録されてらっしゃる方につきましては、私どもの方からその方の保険情報を、「この方は、来月から10割負担になります」と

というような、そういった情報を入れてですね、その保険証を管理している中枢のところに情報を送ります。病院の方がその被保険者の方の情報を読みに行ったときに、その方は今現在、10割負担になる方だというような認識ができるようになっております。

高梨委員 市で操作をして、マイナ保険証の無効ということをコンピュータとかで操作するっていうことはできないのですか。

吉田課長 当然、被保険者の情報、まず、「被保険者であります」というような情報がまず大前提にございまして、その中でこの方は、10割負担になってしまうとか、あるいは通常の方ですと3割負担になりますとか、そういう情報を本市の方で情報構築して、その情報管理している中央の方に共有できるような形で送信いたします。

高梨委員 病院でわかるわけですね。わかりました。

平野明彦
会長 他にございますか。

齋藤千代
子委員 どのぐらい把握をしてらっしゃるかってことをお聞きしたいんですけども、市内の医療関係、医院にしても病院、薬局さん全部マイナンバーカードに対しての対応っていうのは、もう大丈夫ですかね。

吉田課長 市内で私の方で把握している医療機関で、9割程度そのオンラインで資格の確認ができるようになっております。9割と申し上げましたが、医師会に所属している方を分母で見ているんですがその中に老人保健施設や企業の診療所も含まれますので、私が確認した中では、病院、診療所、個人で開業されている診療所の方につきましては、全てオンラインの資格確認ができるというように認識しております。

齋藤千代
子委員 それで、その病院側の対応というか、医療機関の方の対応としては、時間がかかるとかそういうことはなくて、もう万事 OK ということでか。みんな承知している。

吉田課長 病院の方では当然、マイナンバーカードを読み取る機械を備えている中で、使い方などご指導なども併せてしていただいていると聞いています。

平野明彦
会長 病院の方では、マイナンバーカードを入れるというかアクセスすると、その情報は全部そこで見られるというか瞬時に見られるということですよ。

吉田課長 はい、基本的に情報は見られるということになります。

ただ、一部例外的に保険が切り替わる方、例えば、今日まで国保に加入されていて、明日から社会保険に切り替わる方など、そうした場合、新しい保険者の方で登録ができて、その前の保険者の方で喪失、やめる手続をしてないと重複で情報が出てしまう場合は医療機関の方でエラー表示が出るようになっていて、その場合には医療機関はご本人の方にどちらの保険ですかというのを確認するようなケースはあると聞いております。

当然、前の保険の資格を喪失して手続されていれば、今のお話は起きないと思いますが、そういった事例もあるというようには聞いております。

平野明彦
会長

よろしいですか。

齋藤千代
子委員

やってみないとわからないということですね。一応、準備はしてあるけど、混乱については。

平野明彦
会長

混乱というとそれは、全体の繋ぎ目の時期ってということですかね、しばらくは。

齋藤千代
子委員

しばらくはしょうがないですね。

平野明彦
会長

そういった状況はないと思いますが。

吉田課長

現在、国民健康保険課へのお問い合わせの中で、使えなかったとか、そういったご相談はないと聞いております。
スムーズにできているのかなとは思いますが。

齋藤千代
子委員

これからですね。

平野明彦
会長

他にございますか。

高梨委員

これは、法律の問題だから市でどうこうできる問題じゃないかと思いますが、国保って世帯主に請求いきますよね。世帯主が社保で息子さんが国保に加入。それでお父さんのところに請求が行って、お父さんそんなの知らないよって話ですよ。

それを何で、世帯主で国保に入っている本人のところに請求が行かないんですか。

吉田課長

国民健康保険の制度の方が、ご承知のとおり、世帯で加入するというような制度で、世帯主の方に保険税の方については通知するというような仕組みになっておりますので、そういったところを重ねて周知しながら皆さんの理解の方を深めさせていただきたいなと思っております。

高梨委員 滞納整理に行って非常に不都合だと思いませんか。私も行ったことありますが「お父さんのあなた滞納をしていますよ。」「それは俺じゃない息子だよ」って。「じゃあ息子さんに」って。
滞納者にしか話できないでしょ。それすごい矛盾ですよ。その辺の改善とかおかしいと思って仕事をしていませんか。

吉田課長 制度上、納税義務者は世帯主にあたりますので、その方に対して市の方は働きかけをしていくしかないというところでもあります。
高梨委員がおっしゃっている不条理的なところの仕組みもあるのかもしれない。
例えば、被保険者の方が未成年の方であれば、当然世帯主の方がそういった保護者であるっていうところはわかりやすい例かなと思いますが、両方成人されてる方に対してっていうところの話かなと思いますが、制度上という言い方を重ねてしまいますけども、納税義務者の方に働きかけをしていくしかないのかなと思っております。

平野明彦
会長 よろしいですか。高梨委員。

高梨委員 国の制度でしょうがないと思いますけど、結局、国保税を徴収するのは市町村なのでそこから苦情が出ないのかなと思います。皆さん滞納整理の際にも矛盾に思わないのかな、どこの市町村も苦情を言わないのかなと思って、それが不思議だなと思っていたのですけれども。
はい、以上です。これは単なる私の意見です。

齋藤千代
子委員 すいません。

平野明彦
会長 齋藤委員、どうぞ。

齋藤千代
子委員 先ほど聞いたことに関してなんですけど、4市で、というふうに考えた場合、他市はやはり同じぐらいの進み方ですかね。病院にはみんな結構近くにかかりますよね。

吉田課長 医療機関でのオンライン確認のところの手続については全国的にこの3市含めて、進んでおりますので基本的にはどこでも受けられると認識しております。

平野明彦
会長 よろしいですか。
他にございますか。よろしいですか。

それでは他にないようですので、本日欠席されている委員からの意見等について、事務局の報告を求めます。

赤井係長 本日欠席されている4名の委員の方に事前に会議資料を送付し、ご意見やご質問がないか照会させていただきましたところ、本日欠席の全ての委員からご質問やご意見がなかったことを報告いたします。

平野明彦
会長 欠席の委員からの意見等なしとの報告がありましたので、報告事項2については以上といたします。

次に、次第の5「その他」ですが、委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

事務局から何かございますか

地引課長 私からは、本日お配りをさせていただきましたお弁当販売に関するチラシについて、ご説明と併せてご報告をさせていただきます。

販売事業につきましては、スーパーと連携した食生活改善事業として取組を現在推進しているところでございます。

本事業につきましては、本市における健康課題について、令和4年度の国保データシステムや特定健診、若年健診の結果から分析をしたところ、高血圧有病状況、肥満者の割合が男性女性ともに、国や県より高いことが明らかとなりました。

また、これらに関連のある塩分摂取量の検査を行った結果、男性、女性ともに、国の1日の食塩摂取量の目標数値を上回る状況でございました。

こういった状況から、健康づくり課では、管理栄養士と富津市食生活改善サポーターとともに、野菜たっぷり減塩レシピと題したものを作成し、野菜摂取や減塩等の市民への普及啓発を行い、医療費削減に向けた一つの取組として行っております。

今年度は、さらに広く市民に周知し、誰でも健康的なものが手に入りやすい食環境づくりを推進するための取組としまして、市内食品小売店と協同して、健康に配慮したお弁当の商品開発や、減塩商品の販売促進などを実施することとなりました。

そこで、市内の食品小売店であるイオンリテール株式会社様に趣旨をご理解、ご賛同いただき、お弁当の商品開発を共同して行う運びとなりました。

今回、共同開発したお弁当は、健康ちば協力店の取組基準になります1食あたり野菜120g以上、食塩3g未満を満たした健康に配慮したお弁当でございます。

また、お弁当の中には、富津市食生活改善サポーターが考案し、健康づくり課管理栄養士が監修しました野菜たっぷり減塩レシピの中から、小松菜と人参の胡麻和えを参考に、今回のお弁当では、ほうれん草の胡麻和えを一品加えております。

お弁当の販売期間、販売場所は、本日7月31日水曜日から8月31日土曜日の間、南関東、千葉、東京、神奈川、山梨の83店舗で販売をいたします。

また、イオン富津店では、野菜摂取と減塩等に関する普及啓発としまして、「美味しく減塩、野菜をプラス」をテーマとしたイベントを併せて実施いたします。

開催日時につきましては、8月3日の土曜日午前10時から夕方4時までの間、イベントを実施いたします。

お弁当販売期間中、お立ち寄りの際にはぜひご賞味いただければと思

います。
私からは以上です。

平野明彦 健康づくり課もいろいろ取り組んでいらっしゃるのですが、なかなか
会長 医療費削減というところについてないのが現状でございます。
ぜひとも皆さんもPRをよろしくお願いしたいと思います。

事務局から他にございますか。

赤井係長 (諸連絡)

平野明彦 次回は11月頃を予定しているというところでございます。
会長 それでは以上をもちまして、令和6年度第2回富津市国民健康保険事
業運営協議会を閉会といたします。